

柏市上下水道局優良建設工事表彰要領

制定 平成21年11月1日

施行 平成21年11月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業者の工事施工技術の向上及び育成を図るため、本市上下水道局が発注した建設工事（以下「工事」という。）において特に優良な成績で工事を完成した者の選考及び表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 表彰の対象となる工事は、表彰日を含む年度の前年度（以下「対象年度」という。）に完成した工事のうち請負金額が500万円以上の工事を対象とする。

(表彰要件)

第3条 表彰は、毎年度、次に掲げる要件を満たした工事を施工した業者及び技術者に対して上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が行う。

- (1) 工事成績評定要領に基づく工事成績が81点以上の工事
- (2) 前条の工事を契約書、設計図書等に基づいて誠実に施工し、その技術が他の模範となること。
- (3) 対象年度において、工事成績が65点未満のないこと。
- (4) 対象年度の初日から表彰日の前日までの間において、柏市上下水道局建設工事請負業者等指名停止要領に基づく指名停止等、建設業者として好ましくない行為がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工成績、工事の施工技術等が特に他の模範となるときは、表彰の対象とすることができる。

(推薦)

第4条 工事所管課長は、表彰することが相当と認められる優良な工事を行った者等について、次条に規定する柏市上下水道局優良建設工事表彰選考会（以下「選考会」という。）に推薦するものとする。

(選考会)

第5条 前条に規定する推薦に応じて表彰する優良な工事を行った者等を選考するため、選考会を置く。

2 選考会の委員は、次条に定める委員長のほか、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 理事
 - (2) 次長
 - (3) 総務課長
 - (4) 水道工務課長
 - (5) 下水道工務課長
 - (6) 第4条において推薦を行った工事所管課長
- (組織)

第6条 選考会に委員長を置き、委員長は管理者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、理事がその職務を代理し、理事が欠けたとき又は理事に事故あるときは、次長がその職務を代理する。

(会議)

第7条 選考会は、委員長が召集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 選考会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 選考会の議事は、出席委員の3分の2以上でこれを決するものとする。

(表彰式)

第8条 管理者は、第5条に規定する選考会が表彰対象者を決定したときは、毎年度6月に表彰式を行うものとする。ただし、災害等により事態が急迫して表彰式が行えない場合においては、この限りでない

(庶務)

第9条 選考会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

柏市水道部優良建設工事表彰基準は廃止する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 6 年 4 月 2 2 日から施行する。

(経過措置)

2 改定後の第 3 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後に完成した工事について適用し、同日前に完成した工事については従前の要領による。